

認証評価制度の見直しの検討の方向性 に関する参考資料

資料目次

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方 | 1 |
| (2) 評価結果を改善につなげる仕組み | 7 |
| (3) 評価における社会との関係の強化 | 11 |
| (4) 評価の質の向上に関する取組 | 13 |
| (5) 認証評価機関の取組の情報発信 | 15 |
| (6) 評価の効率化 | 17 |
| (7) 機能別分化の進展に対応した評価の推進 | 25 |
| (8) 参考 | 27 |

(1) 学修成果や内部質保証を重視した 評価の在り方

学修成果に関する評価基準

| | 大学評価・学位授与機構 | 大学基準協会 | 日本高等教育評価機構 | 短期大学基準協会 |
|----------|--|---|---|---|
| 評価基準 | <p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p> | <p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p> | <p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p> | <p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保証している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p> |
| 評価基準等の詳細 | <p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p> | <p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 <p>（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準）</p> | <p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発</p> <p>（根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック</p> <p>（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p> | <p>基準I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p> |

内部質保証に関する評価基準

| | 大学評価・学位授与機構 | 大学基準協会 | 日本高等教育評価機構 | 短期大学基準協会 |
|----------|---|--|---|---|
| 評価基準 | <p>基準 8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p> | <p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p> | <p>基準 4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p> | <p>基準 I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。</p> |
| 評価基準等の詳細 | <p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p> | <p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 | <p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p> | <p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p> |

学修成果に関する評価基準（法科大学院認証評価）

| | 大学評価・学位授与機構 | 大学基準協会 |
|----------|--|--|
| 評価基準 | 第4章 成績評価及び修了認定 4-1 成績評価 | 2 教育の内容・方法・成果等 |
| 評価基準等の詳細 | <p>4-1-1：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。</p> <p>（1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。 （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。</p> <p>4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。</p> | <p>【評価の視点】 （2）教育方法等 （成績評価及び修了認定） 2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。</p> <p>2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか。</p> <p>（3）成果等 （教育効果の測定） 2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。</p> |

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

| | 機関別認証評価 | 専門職大学院 | |
|------|--|---|--|
| | | うち法科大学院の適確認定 | |
| 評価内容 | ①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項) | ① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項) | ① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号) |
| 評価方法 | 自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号) | (評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項) | |
| | | (判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項) | |
| 評価体制 | 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項) | 当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項) | |
| | | 法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項) | |

細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
 連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

細目省令中の評価項目の規定の抜粋

◆「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（抄）

機関別認証評価に関する規定

◆第1条第2項

（略）法（※）第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。（※「学校教育法」。以下同じ。）
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

専門職大学院評価に関する規定

◆第1条第3項

（略）法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

(2) 評価結果を改善につなげる仕組み

各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

| | 判定方法 | 評価の分類と定義 | フォローアップの内容 | 改善報告書の公表 |
|-------------|--|---|---|----------|
| 大学基準協会 | 大学評価基準(大学評価及び財務評価の2つに分類されている)の項目ごとに評定項目を整理した「達成度並びに水準に関する評定事項」について、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。 大学基準に適合している場合は「適合」と認定。 重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善計画の改善生等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。 | 【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。 【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。(※) 【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。 ※再評価を受審しない場合は、適合の期限(3年)を終了した時点で、不適合の扱いとなる。 | 【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。 【期限付適合】 3年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。 【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。 | 無 |
| 日本高等教育評価機構 | 大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、4つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内(原則1年以内)に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が1つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。 | 【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。 【保留】※保留期間は原則1年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。 【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。 | 【適合】 3年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。 【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。 【不適合】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ) | 有 |
| 大学評価・学位授与機構 | 大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、10の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。 | 【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。 【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。 | 【大学評価基準を満たしている】 (「改善を要する点」についての報告書等は求めている。) 【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。 | 無 |
| 短期大学基準協会 | 短期大学評価基準の4の基準ごとに合否を判定し、4基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。 | 【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 (条件を付した適格) 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。 【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。 【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。 | 【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 (期日は指摘内容により設定) 【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。(期日は別途設定) 【不適格】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ) | 無 |

評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成25年度)

| | 結果の種類 | 評価結果 | 再評価後(※3) |
|-------------|----------------|------|----------|
| 大学基準協会 | 適合 | 396 | 411 |
| | (※1) 期限付適合 | 24 | 3 |
| | 不適合 | 3 | 9 |
| 大学評価・学位授与機構 | 大学評価基準を満たしている | 156 | 156 |
| | 大学評価基準を満たしていない | 1 | 1 |
| 日本高等教育評価機構 | 認定 | 305 | 323 |
| | (※2) 保留 | 21 | 2 |
| | 不認定 | 2 | 3 |
| 短期大学基準協会 | 適格 | 391 | 395 |
| | (※4) 保留 | 12 | 8 |
| | 不適格 | 0 | 0 |

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。(1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。)

認証評価における主な指摘と改善状況の例(平成16年度～平成25年度)

◆教学

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。

※2: 大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

| 要改善事項(※1) | 改善内容(※2) |
|--|--|
| 設置基準上必要な教授数、実務家教員数、専任教員数又は研究指導補助教員数が不足している。(大学設置基準第13条,大学院設置基準第9条) | 入学定員を減らした結果、それに連動して大学設置基準上必要な専任教員数が変更されたことにより、現在は基準を満たしている。 |
| FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。(大学設置基準第25条の3) | FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009(平成21)年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。 |
| 卒業試験で20%程度の学生が不合格となっており、收容定員の在学生数の比率が高くなっている。受験生の選抜方法、在学生の進級判定の見直し等原因の分析をするとともに、診療参加型臨床実習の強化を含むカリキュラムの改善、学生による授業評価の実施とその教育現場へのフィードバック、教員の教育能力の向上のための方策の策定など早急に検討する必要がある。 | 進級基準の見直し他新たな取り組みを実施した結果、卒業試験の不合格者数は減少しつつあり、收容定員に対する在籍学生数比率も徐々に減少している。また、モデル・コア・カリキュラムを基盤としたカリキュラムを整備し、2007(平成19)年度から臨床総合演習を設置、臨床実習期間を延長し、診療参加型臨床実習を強化した。 |

◆財務

| 要改善事項(※1) | 改善内容(※2) |
|--|--|
| 収入の増加と一層の支出削減を図り、早急に具体的かつ実現可能な中長期財政計画を策定し抜本的に財務状況の改善を図る必要がある。 | 外部資金の獲得を増やし、人件費削減や委託費(保守点検業務委託、IT関連業務委託)の見直し等により、減価償却額および資産処分差額を除く帰属収支の黒字化を実現した。 |
| 広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。 | 2005年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。 |

◆ガバナンス・内部質保証

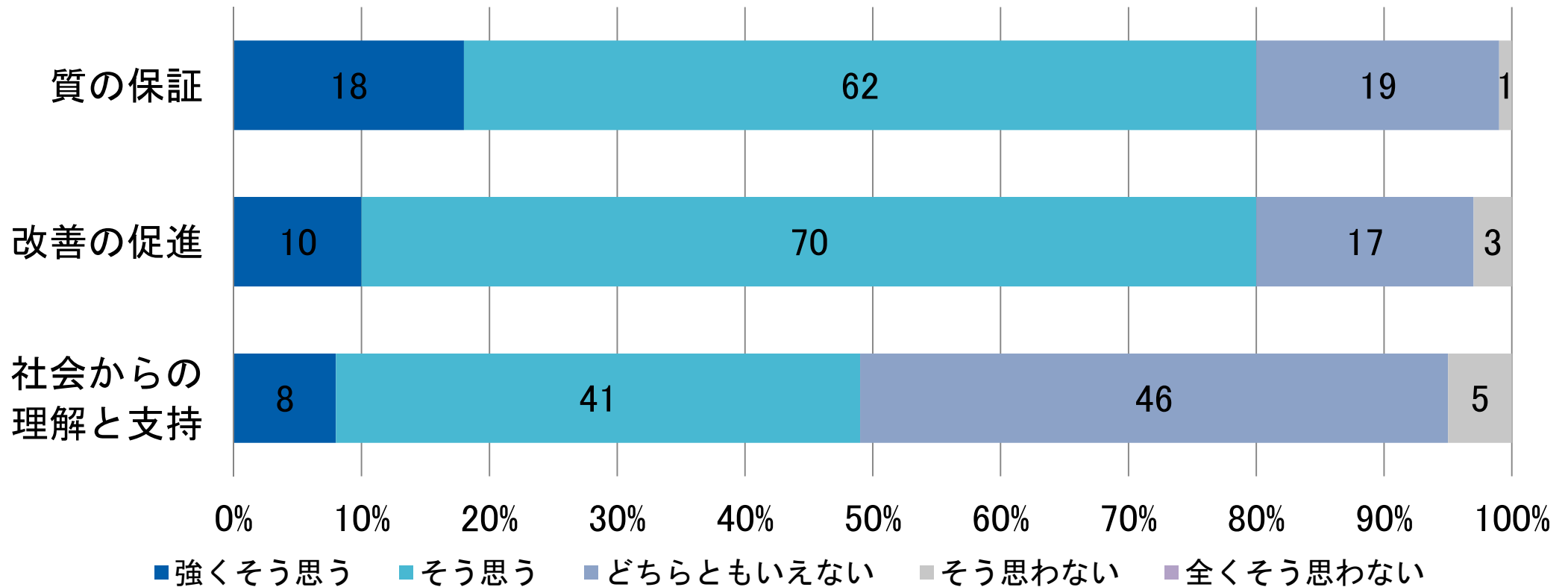
| 要改善事項(※1) | 改善内容(※2) |
|--|---|
| 学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。(学校教育法第92条) | 職務権限と責任に関する規程を整備した。 |
| 自己点検・評価への恒常的な取り組みや、全学的な自己点検・評価の体制構築が不十分である。 | 自己点検・評価に係る規定を整備し、組織全体の自己点検・評価活動の総括機能を持たせた部署や、自己点検・評価の結果を全学的なFDに活用する体制を機能させ始めた。 |
| 学内の組織間に適正な協同が行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮していない。(大学設置基準第42条の2) | 学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。 |
| 平成20(2008)年2月にFD推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取り組みを行うよう改善を要する。 | FDについては「FD推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。 |

(3) 評価における社会との関係の強化

評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

評価の目的の達成状況（対象校）



出典：「進化する大学機関別認証評価—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—」

(4) 評価の質の向上に関する取組

評価機関の調査研究の主な事例

| | 研究内容 | 詳細 |
|---------------------------|---|---|
| 独立行政法人 大学評価・学位 授与機構 | ・大学の内部質保証力を向上させるための支援ツールの開発と普及(平成25年3月) | 大学の内部質保証の力を内発的に高めることを目的に開発された支援ツールを紹介。さらに、その試行結果についても分析し、取りまとめ。 |
| | ・大学評価のメタ評価に関する調査研究(平成24年4月) | 大学評価機関や大学評価の方法・結果を対象とする評価活動を「メタ評価」と総称し、海外諸国や国際協会組織における実施状況の分析を行うことを通して、日本の大学評価機関の質向上や国際通用性向上のための示唆等について取りまとめ。 |
| | ・大学の質保証向上のための理論と実践(平成24年3月) | 大学が自身の課題を分析し、それに基づき、目的・計画と成果指標を導き出すための手法について取りまとめ。 |
| | ・学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究(平成22年7月) | 「大学とはなにか」を学位授与権に着目し明らかにした、学位システム研究会(学位審査研究部に設置)による5か国比較研究の成果報告を取りまとめ。 |
| 公益財団法人 大学基準協会 | ・大学評価(認証評価)の有効性に関する調査(平成24年3月) | 同協会の認証評価を受けた大学に対するアンケート調査、実地調査及び評価結果の分析を通じて、認証評価の有効性を取りまとめ。 |
| | ・内部質保証システムの構築—国内外大学の内部質保証システムの実態調査—(平成21年3月) | 我が国の大学の「内部質保証システム」の実態調査(アンケート)や訪問調査、海外の大学・評価機関に対する訪問調査等を行い、内部質保証システムの構築に向けた見解について取りまとめ。 |
| | ・専門分野別評価システムの構築—学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について(平成20年3月) | 大学院の学位の質保証を行う上で専門分野別評価を実施していくことが極めて重要であるという認識の下、専門分野別評価の方向性を定めることを目的として、各専門分野において普遍的に求められている評価の視点等について取りまとめ。 |
| 公益財団法人 日本高等教育 評価機構 | ・平成23年度認証評価に関する調査研究(平成24年7月) (「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」) | 米国の南部地区基準協会及び同協会所属の複数の大学に対して、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関する聞き取り調査を実施し、調査結果をまとめるとともに、平成24年度からの新たな認証評価システムのための更なる検証を実施し、その結果について取りまとめ。 |
| | ・平成20年度認証評価に関する調査研究(平成21年3月) (「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」) | 米国、韓国の第三者評価機関のフォローアップシステムや実施体制とその効果について調査研究を実施し、その結果について取りまとめ。(調査については、第三者評価機関だけでなく、各評価機関の評価対象である米国、韓国の大学についての訪問調査を併せて実施。) |
| | ・平成18年度認証評価に関する調査研究(平成19年3月) (「評価員に対する望ましい研究の在り方及び評価の手法等についての実践的研究」) | 認証評価をより実効性・信頼性の高いものにするためには、評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題であるという認識の下、評価員の養成に関する評価員セミナーを実施し、望ましい評価員養成プログラムに関して調査研究を行い、その結果について取りまとめ。 |

(5) 認証評価機関の取組の情報発信

認証評価において特に優れた点として指摘された事例(平成16年度～平成25年度)

◆組織的な教育改善

- 授業評価アンケート、改善意見書、学科学友会懇談会、院生懇話会などの意見を集約する仕組みが整備され、それらが実際の改善に生かされる制度となっていることは評価できる。
- 学位授与のために必要とする基盤的能力と専門的能力を明確にした教育課程の編成の基本方針を定め、各授業科目の配置や関連性を示すことで教育効果の向上を図るとともに、授与する学位との整合性も図っていることは評価できる。
- 教員相互の授業参観・評価の取組み及び教育研究活動に関する「自己水準点検シート」に基づく各教員の毎月の「自己水準点検評価」の実施など、授業改善に対する積極的な取組みが行われていることは評価できる。
- 学生による評価が全学規模で実施され、その結果を教員、学生に開示し、教育の改善に反映している点は高く評価できる。
- 同一授業で2回のアンケートを実施し、学期の途中でも授業改善ができる仕組みを導入している。
- SD活動の一環として、職員に1科目以上の授業見学と「授業見学報告書」の作成を義務付けていることは、教員と職員の相互理解と一体となった教育内容の改善につながる方策として高く評価できる。

◆学生支援

- 全学共通の修学支援システムを独自に構築し、学習サポート制度、アドバイザー制度、GPA（グレードポイントの平均値）制度を活用して、学生に対しケアを行っていることは評価できる。
- 「就職に関する保護者との地区連絡会」の取組みは、保護者、学生、教職員が3者で向き合い学生の進路について真剣に話合う場となっており、学生の学習改善や進路選択、キャリア教育の前進にとって意義があり、評価できる。

◆ガバナンス・内部質保証

- 管理運営上の中核として機能している「部長会」が、全学的な将来構想から日常の教育改善にいたるまで、管理部門と教学部門の円滑な連携と教育実践の迅速化を図るための機動力を発揮している点は高く評価できる。
- 読者懇談会、記者懇談会、一日教授会を定期的で開催して学外関係者の意見を聴き、教育研究の向上及び管理運営の改善に活かしている。
- 学科会議で自己点検・評価結果が活用されて学生の離学防止やカリキュラムの改善充実に効果をあげていることは評価できる。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

(6) 評価の効率化

大学ポートレートの経緯等

情報公開に関する主な制度改正

- 平成11年 大学設置基準の改正
大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条)
- 平成16年 国立大学法人法
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)
- 平成17年 私立学校法の改正
財務情報等の公開義務を規定(第47条)
- 平成19年 学校教育法の改正
教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第3条)
- 平成23年 学校教育法施行規則の改正
公表すべき教育情報を具体的に明確化。
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ。(第172条の2)

これらの改正を踏まえ

ポートレートの検討経緯等

- 平成23年8月 文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」
データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築について提言
- 平成24年2月 大学ポートレート(仮称)準備委員会設置
- 平成24年8月 中央教育審議会大学分科会「これまでの主な論点について」
大学の教育情報の発信の仕組み(大学ポートレート(仮称))の整備について提言
- 平成24年11月 大学ポートレート(仮称)準備委員会
教育情報の公表の在り方や公表する情報項目等について、審議とりまとめ
- 平成24～25年度 大学ポートレートのシステムを運営費交付金により構築
- 平成25年10月 教育再生実行会議第四次提言
「国は、情報発信に関する共通の枠組みを整備し、大学はそれを積極的に利用して情報発信に努める。」
- 平成26年2月 大学ポートレート(仮称)準備委員会
国際発信、教育改善のための情報の活用、管理運営等について、審議・とりまとめ
- 平成26年度 大学ポートレートの運営体制の発足
国内向け情報発信の開始

大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過①

平成24年11月の第3回大学ポートレート（仮称）準備委員会において、「教育情報の公表の在り方や公表する情報項目等」について、ワーキンググループの検討経過を報告し、準備委員会として審議のとりまとめを行った。

大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（平成24年11月）のポイント

基本的な考え方

- 参加・不参加は各大学の任意
- 公表・活用の主眼は教育情報とする
- 情報収集に当たり大学の作業負担を増加させない工夫を行う
- 平成26年度の本格稼働後も継続して改善・改良を加える

公表する情報

- 学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報
- 外部評価の結果（認証評価、国立大学法人評価等）
- 大学進学希望者や保護者等の関心の高い情報
- 大学等の特色が分かる情報

今後のスケジュール

- 平成24年度中に国公立大学の学校基本調査の情報を発信
- 平成26年度から、「大学ポートレート（仮称）」の本格稼働
- 今後とも、大学ポートレート（仮称）の改善・充実に向けて準備委員会等で継続的に検討

※今後の主な検討課題

- ①大学における教育情報の活用、②大学ポートレート（仮称）の運営体制の在り方、③各大学向けのガイドラインの作成、④多言語での公表の方策等

公表の目的とステークホルダー

- 大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも大学進学希望者とその保護者等に分かりやすいものとなるよう構築することが適当

公表の形式

- 数値に加えて文字・図・グラフ等を活用。画一的なランキングにならないようペーパービュー形式が適当
- キャンパスの所在地や学問分野などの共通枠組の中で国公立を通じた検索を可能とする
- 大学の作業負担への配慮と公表情報の充実の観点から、各大学HPへのリンクを活用

大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過 ②-1

平成26年2月の第5回大学ポートレート（仮称）準備委員会において、「国際発信」、「教育改善のための情報の活用」、「管理運営」、「負担軽減」等について、ワーキンググループの検討経過を報告し、準備委員会として審議のとりまとめを行った。

大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（その2）（平成26年2月）のポイント

国際発信

【基本的な考え方】

○各大学の方針や特色により国際発信の必要性等も多様であること、各大学やグローバル30などのウェブサイトが発信が主体的に行われていることを踏まえることが必要。

【意義・目的】

○各大学における主体的な情報発信を前提としつつ、共通の枠組みを提供することにより、日本の大学教育全体に対する国際的な信頼性の確保等に資する。

【参加の在り方】

○各大学のウェブサイト等へのリンクを活用。国際的な教育研究活動等に特に力をいれようとする大学等には、より充実した情報発信を期待。

【発信情報の範囲】

○大学分科会で示された項目例やユネスコ地域条約で求められる「国内情報センター」の果たすべき機能も踏まえつつ引き続き検討。

教育改善のための情報の活用

【基本的な考え方】

○各大学が教育改善のサイクルを機能させていく上で、自大学の状況の把握・分析を客観的な情報に基づき行うことは重要。

【取組の進め方】

○設置主体別の大学団体等において既に様々な取組が行われているため、まずは設置主体別のニーズ等を踏まえた情報の活用を進め、段階的に情報活用の充実に取り組んでいくことが適当。

【情報の利用方法・活用主体】

○自大学との共通項を有する大学群の中における自大学のベンチマーキング等ができるよう、大学群別の情報の集計値（平均・中央値）等を利用できるようにすることが有用。

【更なる充実方策】

○大学ポートレートセンター（仮称）において、効果的な情報分析の手法等に関する情報提供や、IR人材の育成を実施。

大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過 ②-2

大学ポートレート(仮称)構築のための論点整理(その2)(平成26年2月)のポイント

管理運営

【基本的な考え方】

- 大学コミュニティの自律的な取組を尊重し、関係者の意見を適切に反映するとともに、責任ある運営がなされる体制とすることが重要。
- 大学評価・学位授与機構と日本私立学校振興・共済事業団との適切な連携・協力が必要。
- 国公立共通の情報の公表・活用に加えて、設置主体毎の多様性を踏まえた特色ある公表・活用の充実を図るため、関係団体での検討を期待。

【運営方針の審議等】

- 運営方針等について審議する「運営委員会(仮称)」を設け、情報公表等に責任を負う大学の関係者により構成。運営委員会は大学評価・学位授与機構に置き、運営方針等は運営委員会での審議を経て決定。
- 運営について評価し、運営委員会に対して意見を述べる「ステークホルダー・ボード(仮称)」を設け、高等学校、産業界関係者、その他有識者で構成。
- 運営委員会(仮称)は、ステークホルダー・ボード(仮称)による評価、意見を十分考慮し、改善に積極的に生かす。

【運用を担当する組織】

- 大学ポートレート(仮称)の運用を担当する組織として、「大学ポートレートセンター(仮称)」を大学評価・学位授与機構に置く。

負担軽減

【基本的な考え方】

- 大学ポートレートの有効活用により、大学評価や各種調査への対応等に係る負担軽減を期待。

【負担軽減方策】

- 各評価機関において大学ポートレートの情報を認証評価に利用することが適当。
- 大学ポートレートセンター(仮称)や文部科学省から、調査主体に対して、大学ポートレートの情報を参照することについて理解と協力を得ることが望ましい。
- 各大学の了解の下に、関係機関等へ情報を一括提供することについても検討。

名称

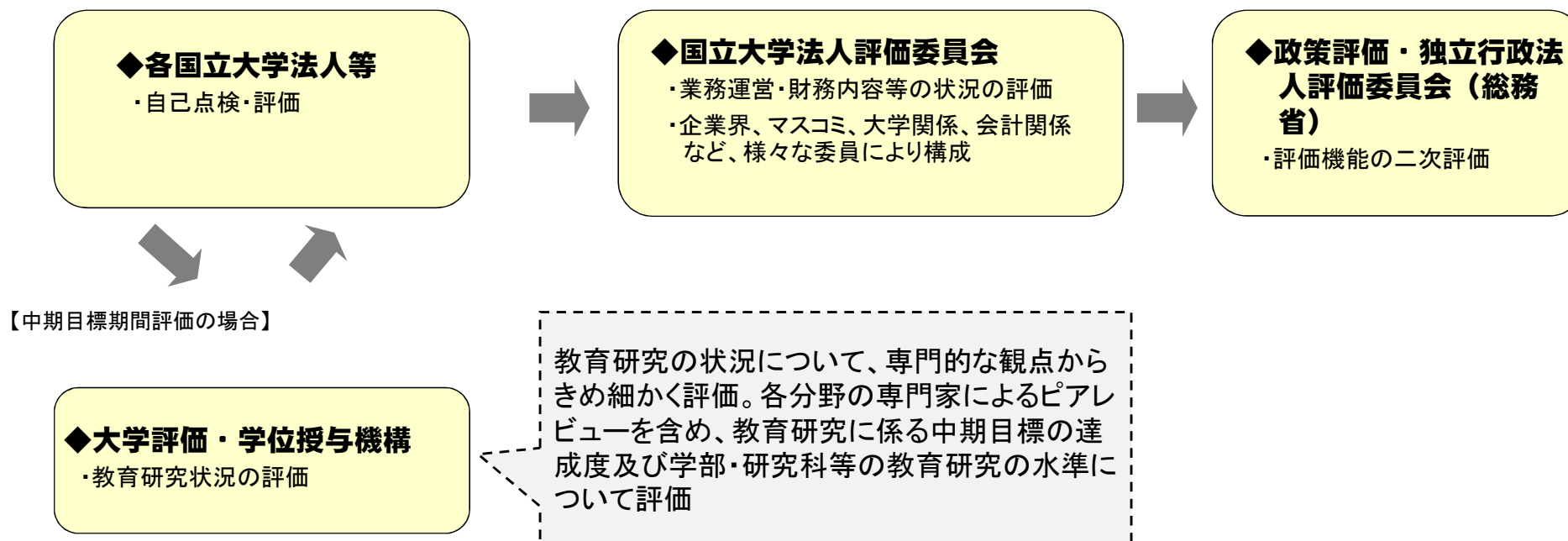
- 日本語名は、「大学ポートレート」とする。
- 英語名は、米国の「College Portrait」との混同を避けるよう配慮しつつ、引き続き検討。

国立大学法人評価の概要

【制度の概要】

- 目的は、「国立大学法人の継続的な質的向上」と「社会への説明責任の遂行」
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間(6年)ごとに業務実績の評価等を実施。
- 各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、法人の業務全体の総合的な評価を実施。
このうち、中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。
- 国立大学法人評価は、法人間を相対的に比較するものではない。

【評価の流れ】



国立大学法人評価における教育研究評価（現況評価）の概要

中期目標の達成状況の評価

学部・研究科等の現況分析

| | | |
|------------|---------------|---------------------------------------|
| 教育研究 | 教育 | ①教育内容及び教育の成果等 ②教育の実施体制等 ③学生への支援 |
| | 研究 | ①研究水準及び研究の成果等 ②研究実施体制等 |
| | その他 | ①社会との連携や社会貢献 ②国際化 |
| 業務運営・財務内容等 | 業務運営の改善及び効率化 | |
| | 財務内容の改善 | |
| | 自己点検・評価及び情報提供 | |
| | その他業務運営 | |

| | | 水準 | 質の向上度 |
|----|----------|--|---|
| 教育 | ①教育活動の状況 | 4段階で判定 ・期待される水準を大きく上回る ・期待される水準を上回る ・期待される水準にある ・期待される水準を下回る | 4区分で判定 ・大きく改善、向上している又は高い質を維持している ・改善、向上している ・質を維持している ・質を維持しているとはいえない |
| | ②教育成果の状況 | | |
| 研究 | ①研究活動の状況 | | |
| | ②研究成果の状況 | | |

大学評価・学位授与機構が評価を実施

視点

・各学部・研究科等の目的に照らして、それぞれの組織が想定する関係者（ステークホルダー）の期待にどの程度応えているか

視点

・第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較し、重要な質の変化があるか

要請

尊重

国立大学法人評価委員会からの要請に応じて、**大学評価・学位授与機構が評価**。評価委員会は、**機構の評価結果を尊重**。

国立大学法人評価委員会が5段階で判定

- 「中期目標の達成状況が非常に優れている」
- 「中期目標の達成状況が良好である」
- 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
- 「中期目標の達成状況が不十分である」
- 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用に関する検討

平成22年7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表

⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要種類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」

平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定

⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」

平成24年6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定

平成25年6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領」を決定

⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示

(参考)「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

(7) 機能別分化の進展に対応した評価の推進

大学の機能に着目した評価の実施について

- 大学の機能別分化が進展する中で、各大学の多様性に対応した評価の必要性が高まっている。
- 認証評価機関では、大学として共通に評価すべき内容に加えて、各大学が特に重視する教育研究活動の状況を適切に評価するための取組を行っている。

例1：大学評価・学位授与機構

○大学機関別選択評価

1. 評価事項

「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、「教育の国際化の状況」の3つの選択評価事項を設け、希望する大学を対象に実施。

2. 評価項目

(1)「研究活動の状況」の評価

①実施体制等

- ・研究の実施体制及び支援・推進体制
- ・研究活動に関する施策
- ・研究活動の質の向上のための検証、問題点改善のための取組

②実施状況、成果

- ・研究活動の実施状況の活発性
- ・研究実績の質の状況
- ・社会・経済・文化の発展に資する研究成果

(2)「地域貢献活動の状況」の評価

①実施状況、成果

- ・地域貢献活動の目的と計画の策定
- ・地域貢献活動の実施状況
- ・地域貢献活動の成果の状況
- ・改善のための取組

(3)「教育の国際化の状況」の評価(平成25年度から実施)

①実施状況、成果

- ・国際化に向けた活動目的と計画の策定
- ・国際化に向けた活動の実施状況
- ・国際化に向けた活動の成果の状況
- ・改善のための取組

例2：日本高等教育評価機構

○大学独自の基準設定と自己点検・評価の位置付け

平成24年度からの新たな評価基準では、全大学に共通する評価基準に加えて、各大学が使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価を位置付け、大学の個性・特色をより重視した評価を実施することとしている。

| 旧基準 | → | 新基準 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 | | 1 使命・目的等 |
| 2 教育研究組織 | | 2 学修と教授 |
| 3 教育課程 | | 3 経営・管理と財務 |
| 4 学生 | | 4 自己点検・評価 |
| 5 教員 | | 使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価 |
| 6 職員 | | |
| 7 管理運営 | | |
| 8 財務 | | |
| 9 教育研究環境 | | |
| 10 社会連携 | | |
| 11 社会的責務 | | |

例3：短期大学基準協会

○選択的評価基準

1. 評価事項

「教養教育の取組」、「職業教育の取組」、「地域貢献の取組」という3つの選択的評価基準を設け、希望する短期大学を対象に実施。(H24年度から実施)

2. 評価項目

(1)「教養教育の取組」の評価

- ・教養教育の目的・目標の設定状況
- ・教養教育の内容と実施体制
- ・教養教育の方法
- ・教養教育の効果の測定、評価、改善への取組の状況

(2)「職業教育の取組」の評価

- ・職業教育の役割・機能等の明確化
- ・職業教育と後期中等教育との円滑な接続の実施状況
- ・職業教育の内容と実施体制
- ・学び直し(リカレント)の場としての門戸開放状況
- ・職業教育を担う教員の資質向上に関する取組状況
- ・職業教育の効果の測定・評価・改善の状況

(3)「地域貢献の取組」の評価

- ・地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等の実施状況
- ・地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等との交流活動の実施状況
- ・教職員および学生のボランティア活動等を通じた地域貢献の状況

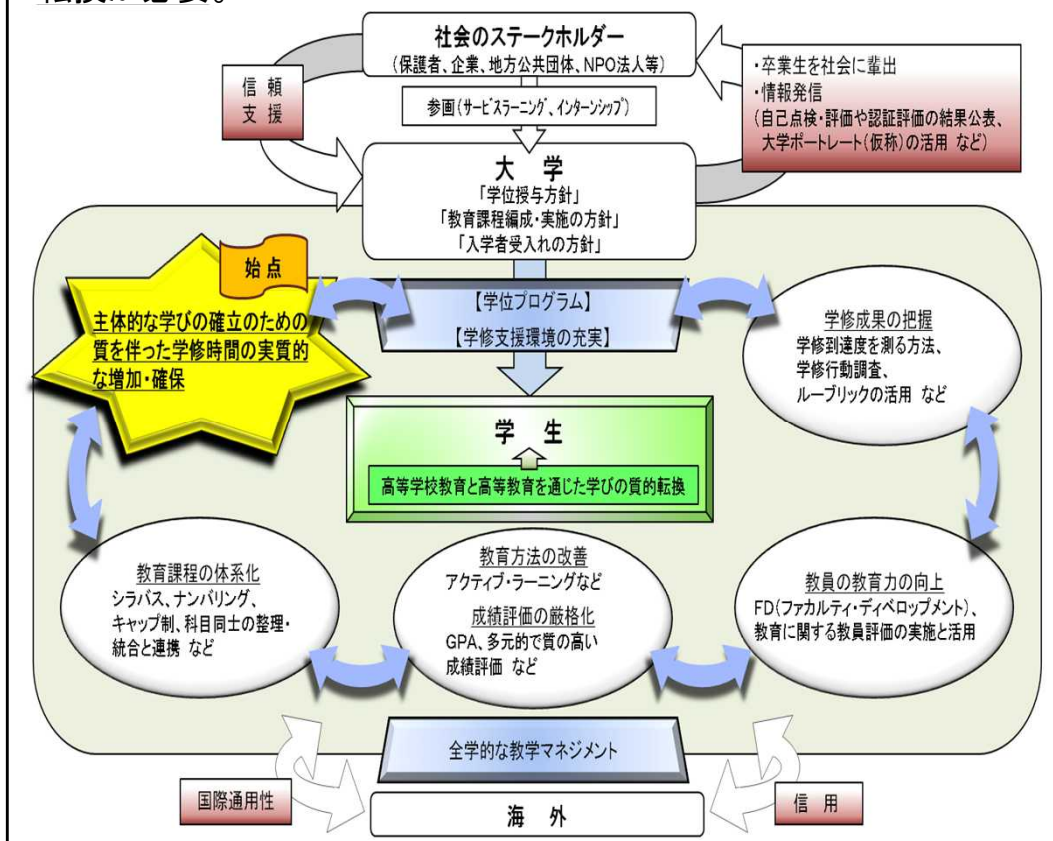
(8) 参考

◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。

学士課程教育の質的転換

- 主体的な学修時間の増加・確保を始点とした、学士課程教育の質的転換のための好循環を作り出すことが必要。
- 教員中心の授業科目の編成から組織的・体系的な教育課程への転換が必要。



今後の具体的な改革方策

大 学

- 大学の学位授与方針(育成する能力)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、
 - ・体系的な教育課程(P)
 - ・教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D)
 - ・アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)の活用による学生の学習成果、教員の教育活動等の評価(C)
 - ・教育課程や教育方法等の更なる改善(A)
 という改革サイクルを確立する。

協 力 支 援

大学支援組織

- OFDやIRの専門家の養成
 - 大学情報の積極的発信の促進
 - 学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発
 - 大学評価の改善
- 等

文部科学省等

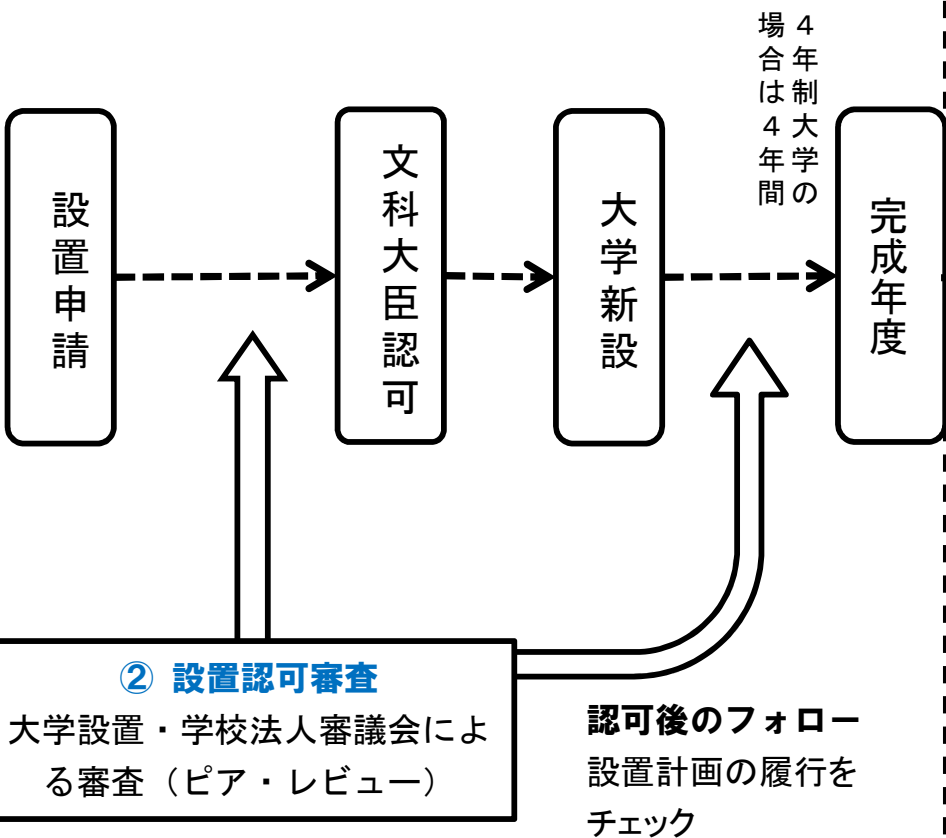
- 基盤的経費や補助金等の配分を通じた改革サイクル確立の支援
 - OFDや教育課程の専門家養成に関する調査研究
 - 学生に対する経済的支援や公財政措置の充実
- 等

地域社会・企業等

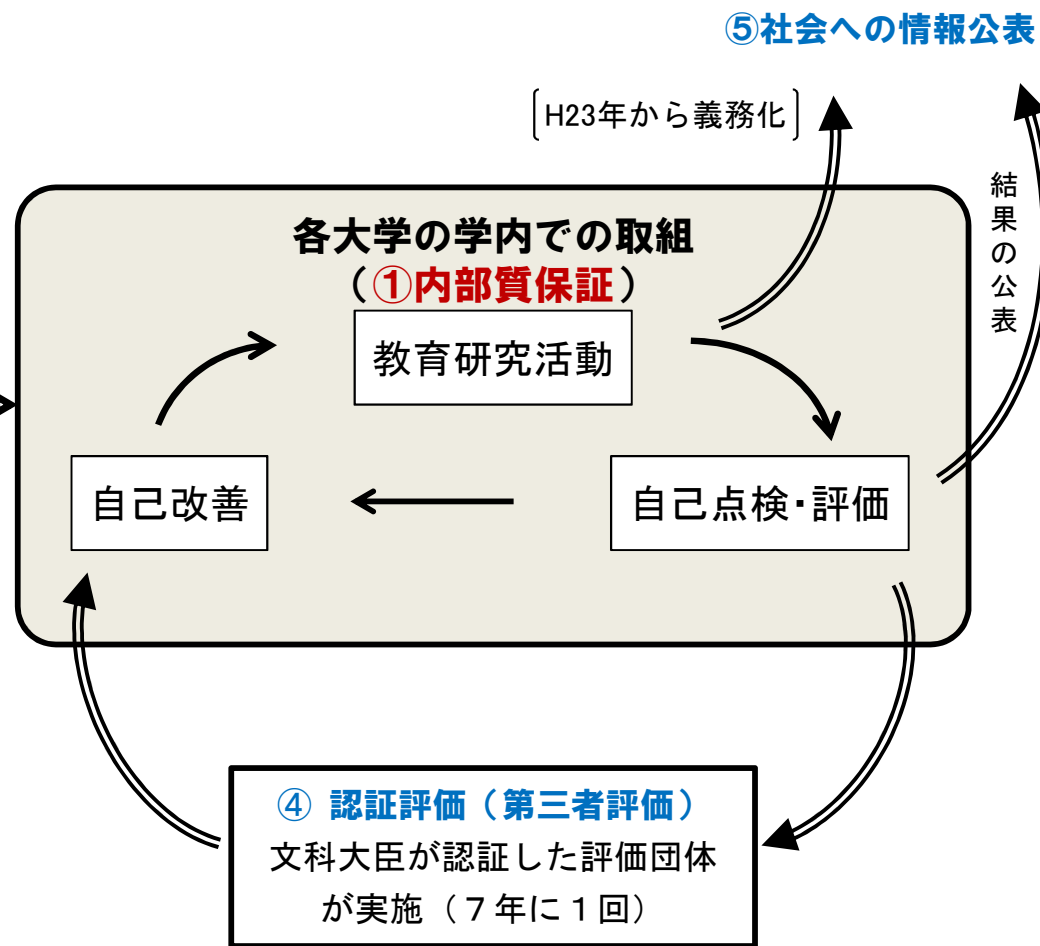
- 学士課程教育への参画(インターンシップ、社会体験活動等)や学生に対する経済的支援の充実等の連携・協力
 - 地域社会の核である大学との連携や積極的活用
 - 就職活動の早期化・長期化の是正
- 等

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

学修行動調査

学生の行動や満足度に関するアンケートを基本とした調査。

複数大学の学生を対象に共通の質問項目で調査を実施することにより、学部間・大学間の状況比較や、学年進行に伴う変化の把握、学内の他のデータ（成績等）と組み合わせて各種の分析に役立てるために開発されたもの。

米国で広範に導入されているNSSE, CIRP^(※)等がこれに当たる。

米国ではフルタイム・パートタイムの別、幅広い年齢層、4,600以上の高等教育機関それぞれの目的・性格の違い等を考慮し、「学生の行動にどのような変容を及ぼしたか」という観点での行動調査が行われるようになった。

NSSE (The National Survey of Student Engagement)

目的:学修過程の把握とそれによる教育改善への活用

実施機関:インディアナ大学

内容:授業内外における活動、授業内における学修成果、教員や他の学生との関わりなど、50問以上の質問が設定されている。

1年次と4年次の比較による変容度調査や、他大学との比較、学内の成績データとの比較分析による行動要因と成績の関連の属性分析等に使用される。

実施方法:インターネット等によるアンケート調査

実施規模:約750機関で約50万人

○調査項目

1. 学生の経験を問うもの。様々な学習機会等について、「非常に多い」「多い」「たまに」「ほとんどない」の4択で答えさせる。
 - ・授業中の質問や議論への参加
 - ・クラス内でのプレゼンテーション
 - ・宿題や提出課題に対し、提出前に手直しをする機会
 - ・他の学生と共同して行うクラス内/クラス外のプロジェクト
 - ・授業以外での教員との共同活動(委員会やオリエンテーション運営等)など
2. 在学中に、授業により以下のどのような能力が伸びたと感じるか(「非常に伸びた」「伸びた」「多少」「ほとんど伸びない」の4択)
 - ・記憶力
 - ・分析力
 - ・統合力
 - ・判断力
 - ・受容力
9. 1週間で、以下の行動にどれくらい時間を使ったか(時間数を回答)
 - ・授業への準備時間
 - ・キャンパス内/外でのアルバイト
 - ・課外活動への参加
 - ・娯楽
 - ・家族とともに過ごす時間
 - ・習い事

※NSSEホームページ(<http://nsse.iub.edu/>)より作成。

学修成果の把握

【我が国における事例】

○ 我が国では、各大学、大学間連携、独立行政法人等により、学生調査が行われており、これらの取組を活用しつつ、我が国における効果的な手法等を開発していくことが課題となっている。

4 大学連携による教学 I R

目的：大学の教育成果の把握

実施機関：同志社大学、北海道大学、大阪府立大学、甲南大学

内容：学修状況（学修経験、能力に関する自己認識）、
英語運用能力、教育環境・大学生活

実施方法：Web等を用いたアンケート調査

第1学年の学生を対象

実施規模：4大学で約5,000人

JCIRP (Japanese Cooperative Institutional Research Program)

目的：学修過程の把握とそれによる教育改善への活用

実施機関：同志社大学（科研費プロジェクト）

内容：学生の満足度、学修行動・学修習慣

実施方法：アンケート調査

実施規模：大学生調査 16機関約6,000人（平成19年度）

新入生調査 164機関約2万人（平成20年度）

短期大学生調査 9機関約2,000人（平成20年度）

（平成21年現在、3調査でのべ9万人が参加）

【分析の例】

・英語運用能力の評価

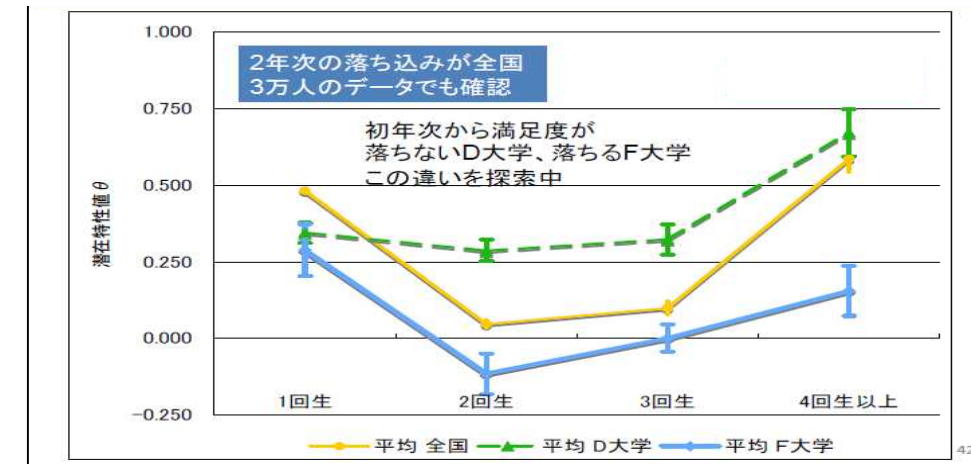
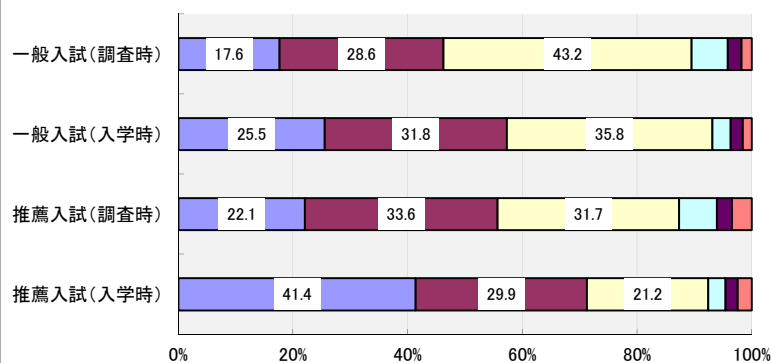
各大学の学生の英語能力を共通指標を用いて評価することで、学年進行による変化や、学生の経験の影響等を探る取組を行っている。

【統計分析の一例】

・各種の教育統計理論や数値調整を行い、データ分析を実施。

「学生の満足度」を年次で分析しており、年次で推移すること、大学によりその状況が異なることなどを明らかにしている。

入試形態(学生調査)と英語評価のクロス分析(「聞く力」)



平成21年度採択文部科学省大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「一年生調査2010年」調査報告書(同志社大学、北海道大学、大阪府立大学、甲南大学)から作成。

同志社大学「JCIRPのご案内」、日本教育社会学会発表資料「JCIRPにみる大学生の諸相」から作成

ループリック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。

記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがある。

コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することができる。

国内においても、個別の授業科目における成績評価などで活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とすることもでき、米国AAC&U（Association of American Colleges & Universities）では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている。

ループリック

課程についてのループリックの例

関西国際大学 コモンループリック(リサーチ) 2年制秋学期～(上位学年用)

| | 3 | 2 | 1 | 0 |
|----------------------|--|--|---|---|
| テーマのたて方 (調査目的の設定) | 独創的で、明確なテーマが設定されていて、それについての仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されている。 | 明確で、実現可能なテーマが設定されていて、それについての仮説や調査項目が示されている。 | 実現可能なテーマが設定されており、それについての仮説や調査項目が示されている。 | 実現可能なテーマが設定されているが、一般的な仮説や調査項目しか示されていない。 |
| これまでに明らかにされている知見の活用 | 信頼できる様々な情報源から、これまでに明らかにされた知見や課題を、自分が明らかにしようとしている内容に関連づけて活用している。 | 信頼できる複数の情報源から、これまでに明らかになった知見を、リサーチに関連づけて活用している。 | 複数の情報源からこれまでに明らかになった知見を示している。 | 複数の情報源から、これまでに明らかになった知見を、部分的にしか示せていない。 |
| 研究方法と分析の視点 | 複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしいいくつかの研究手法を用い、明確な分析の視点を示している。 | 複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしい研究手法を用い、分析の視点を示している。 | 目的とテーマに沿った研究手法を用い、分析の視点を示している。 | 研究方法と分析の視点について、必要なポイントしか捉えられていない。 |
| 分析 | 焦点に沿ってリサーチした内容を組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型(パターン化)の発見など様々な観点から検討している。 | リサーチした内容を組織的にまとめ、類似点・相違点・パターン化など様々な観点から検討している。 | リサーチで得られた情報をまとめ、類似点・相違点・パターンなど何らかの法則性を検討している。 | リサーチで得られた情報をまとめることに終始している。 |
| 結論 | リサーチから明らかになったことについて整理し、専門基礎知識(自分の専門分野の概念や枠組み)を効果的に用いて、論理的に説明できている。 | リサーチから明らかになったことについて整理し、専門基礎知識を用いて論理的に説明できている。 | リサーチから明らかになったことについて記述し、専門基礎知識をある程度用いて説明できている。 | リサーチから明らかになったことについての記述しかできていない。 |

ループリック

科目についてのループリックの例

米国ポートランド州立大学 「SBA490-Research Foundations」 のLiterature Review ループリック

TASK DESCRIPTION: You are to find at least 10 research articles related to your Senior project topic. This paper will lead to the development of your Senior research project to be completed in SBA 491.

| | Exceeds Expectations(4) | 3 | 2 | Needs substantial improvement(1) |
|---------------------|--|--|---|--|
| Problem | Introductory paragraph describes the problem clearly. Introduction engages reader with problem. Many details and descriptive words used. Thesis is clear in first few paragraphs. | Problem clearly stated. Attempt at engaging the reader, but not persuasive. There is clear in first few paragraphs. | Problem was minor subject in course. Vague description of problem. Weak, not persuasive thesis statement. | Problem not relate to any ideas in course. No clear introduction to paper, just starts with literature review. |
| Research articles | All peer-reviewed references At least 10 references All research Variety of journals used | Mostly peer-reviewed 8-10 references Mostly research articles. | A few peer-reviewed 5-8 references Some books included | Mostly books and magazines used. 1-5 references |
| Flow | Arranges ideas from articles in a logical way. Judicious use of information from articles to make case. Organization of ideas from articles evident. Transition sentences used. Paragraphs have topic sentences. | Mostly logical flow from idea to idea. Organization evident with some gaps. Some sections not have transition sentences. Paragraphs have topic sentences. | Difficult to follow line of thinking from paragraph to paragraph. Careless use of information from articles. Paragraphs lack topic sentences & transitions. | Difficult to follow line of thinking. Ideas from articles not in writer's own words. Choppy to read aloud. Paragraphs lack topic sentences & transitions. |
| Conclusion | Synthesizes key ideas from literature reviewed. Relates closely to problem through thesis statement | Synthesizes key ideas from literature reviewed. Inferred link to problem. | No synthesis. Problem not mentioned. | No synthesis. Problem not mentioned. |
| Writing conventions | Perfect APA(※) formatting in text and in reference list. 1 grammatical error. | 2-3 minor errors in APA formatting. 2-3 grammatical errors. | Noticeable lack of attention to APA. Grammatical errors interfere with reading. | No APA formatting. Many grammatical errors on every page make reading difficult. |

(※)APA : American Psychological Association

平成15年の質保証に関する制度改革の概要

【規制改革の動き】

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
 - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
 - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
 - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
 - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
 - ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
(7年以内ごと)
- ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価
(5年以内ごと)
 - ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
 - ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

認証評価機関の一覧（機関別認証評価）

| 学校の種類 | 認証評価機関 | 認証日 |
|--------|-------------------|------------|
| 大学 | 公益財団法人大学基準協会 | 平成16年8月31日 |
| | 独立行政法人大学評価・学位授与機構 | 平成17年1月14日 |
| | 公益財団法人日本高等教育評価機構 | 平成17年7月12日 |
| 短期大学 | 一般財団法人短期大学基準協会 | 平成17年1月14日 |
| | 公益財団法人大学基準協会 | 平成19年1月25日 |
| | 公益財団法人日本高等教育評価機構 | 平成21年9月4日 |
| 高等専門学校 | 独立行政法人大学評価・学位授与機構 | 平成17年7月12日 |

認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

| 分野 | 認証評価機関 | 認証日 |
|---------------------------|---|-------------|
| 法科大学院 | 公益財団法人日弁連法務研究財団 | 平成16年8月31日 |
| | 独立行政法人大学評価・学位授与機構 | 平成17年1月14日 |
| | 公益財団法人大学基準協会 | 平成19年2月16日 |
| 経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報） | 特定非営利活動法人 ABEST21 | 平成19年10月12日 |
| 会計 | 特定非営利活動法人国際会計教育協会 | 平成19年10月12日 |
| 経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス） | 公益財団法人大学基準協会 | 平成20年4月8日 |
| 助産 | 特定非営利活動法人日本助産評価機構 | 平成20年4月8日 |
| 臨床心理 | 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 | 平成21年9月4日 |
| 教員養成（教職大学院、学校教育） | 一般財団法人教員養成評価機構 | 平成22年3月31日 |
| 公共政策 | 公益財団法人大学基準協会 | 平成22年3月31日 |
| 情報、創造技術、組込技術、原子力 | 一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE） | 平成22年3月31日 |
| ファッション・ビジネス | 公益財団法人日本高等教育評価機構 | 平成22年3月31日 |
| 公衆衛生 | 公益財団法人大学基準協会 | 平成23年7月4日 |
| 知的財産 | 特定非営利活動法人 ABEST21 | 平成23年10月31日 |
| | 公益財団法人大学基準協会 | 平成24年3月29日 |
| ビューティビジネス | 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 （旧称：ビューティビジネス評価機構） | 平成24年7月31日 |
| 環境・造園 | 公益社団法人 日本造園学会 | 平成24年7月31日 |

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース